

県北広域振興局長告示第37号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、大野土地改良区（九戸郡洋野町）から役員の就任について次のとおり届出があった。

平成28年6月3日

県北広域振興局長 八重樫 一 洋

監事

中河原 アイ子 九戸郡洋野町帯島第7地割252番地4